

神奈川県林地開発許可審査基準 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">神奈川県林地開発許可審査基準</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章</p> <p>第4 略</p> <p>第5 省令第4条第<u>2</u>号</p> <p>第6 省令第4条第<u>3</u>号</p> <p><u>(他法令等の許認可手続き状況)</u></p> <p>第7 省令第4条第5号に規定する他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合の、当該処分に係る申請状況を記載した書類は、申請様式14のとおりとする。</p> <p>なお、神奈川県土地利用調整条例（平成8年3月29日公布、神奈川県条例第10号）第3条第1項の協議は同条第3項の規定に基づき、原則として林地開発許可申請に先立ち行うこと。</p> <p><u>(開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類)</u></p> <p>第8 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用を証する書類は、申請様式11、申請様式12とする。</p> <p>第3章 許可基準 (手続き上の要件)</p> <p>第9 省令第4条に基づく申請書及び添付書類の内容の要件は次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県林地開発許可審査基準</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章</p> <p>第4 略</p> <p>第5 省令第4条第<u>1</u>号</p> <p>第6 省令第4条第<u>2</u>号</p> <p>第7 新設</p> <p>第8 新設</p> <p>第3章 許可基準 (一般事項)</p> <p>第7 法第10条の2第1項の許可をするにあたり、一般的事項として審査する基</p>

(1) 略

(2) 略

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

(4) 略

(災害の防止)

第10 法第10条の2第2項第1号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 開発区域において、相当量の土石が崩壊又は流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

ア 略

(ア) 開発行為の施行期間中における開発区域1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量は、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 略

イ、ウ 略

準は次のとおりとする。

(1) 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

ア 略

イ 略

ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であること。

エ 略

(2)～(6) 第14に条項移動

(7)～(8) 削除

(災害の防止)

第8 法第10条の2第2項第1号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、次により開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

ア 略

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 略

イ、ウ 略

エ 災害が発生するおそれがある区域は表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、災害の特性を踏まえ、以下に掲げる(ア)から(イ)に基づき、現地の荒廃状況に応じて、想定される災害、想定被災区域及び保全対象を整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については同様の整理を行うこと。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりの災害については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法とする。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流災害については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体について被災の可能性を検討すること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	区域の名称 根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別表1の計画書に必要な事項を記載すること。

(9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場

エ 新設

オ 新設

(9) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年に1回あると考えられる降雨量に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。

合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

ア 略

(ア)～(ウ) 略

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、施設の接続、流量の変化について当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

イ 略

(ア) 略

(イ) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則としてラショナル式により算出されていること。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A \quad (\text{ラショナル式})$$

Q：雨水流出量(m³/sec)

f：流出係数 (別表2 表1参照)

r：設計雨量強度(mm/hour) (別表2 表2、表3参照)

A：集水区域面積(ha)

(ウ) 略

(エ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(オ) 略

(カ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容

ア 略

(ア)～(ウ) 略

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

イ 略

(ア) 略

(イ) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則としてラショナル式により算出されていること。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A \quad (\text{ラショナル式})$$

Q：雨水流出量(m³/sec)

f：流出係数 (別表2 表4参照)

r：設計雨量強度(mm/hour) (別表2 表5、表6参照)

A：集水区域面積(ha)

(ウ) 略

(エ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより大きく定められていること。

(オ) 略

(カ) 新設

放流量を勘案して、安全に流下させることができる断面とすること。

(10) 略

(11) 開発行為の施行に当たって災害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(12) 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(13) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(12)までによるほか、次のとおりとする。

ア 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

イ 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。

ウ 略

(ア) 地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については、別表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とすること。なお、架台の設置などにより太陽光パネル下の地表において雨水の浸透が見込まれる場合には、上記によらず、表3によることとして差し支えない。なお、表3における浸透能の区分は、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大を標準とし、地形、地質、土壌等の条件を考慮のうえ適切に流出係数を定めるものとする。

(10) 略

(11) 新設

(12) 新設

(11) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、(1)から(10)までによるほか、次のとおりとする。

ア 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

イ 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

ウ 略

(ア) 地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については、別表2によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとすること。

表 3

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

(イ) 略

(水害の防止)

第11 略

(1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30年確率で想定される雨量強度に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

また、洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ア～ウ 略

エ 開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とし、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

オ 開発行為の施行に当たって水害の防止のため必要な仮設の防災施設については、全体の施工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。

また、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

カ 開発行為の完了後においても整備した洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(イ) 略

(水害の防止)

第9 略

(1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30年に1回あると考えられる降雨量に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

ア～ウ 略

エ 流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

オ 新設

カ 新設

(水の確保)

第12 略

(環境の保全)

第13 法第10条の2第2項第3号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、森林の配置については残置森林によることを原則とし、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表4に掲げた基準に基づき森林又は緑地が残置若しくは造成されるものであること。

造成森林については、必要に応じ植物の育成に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する、原則として高木性の樹木を植栽する。

森林を一時的に森林以外の土地利用に改変した場合の造成森林は、原則として高木性の樹木の苗木を早期森林復元するよう、別表3「林地開発行為に係る森林造成指針」を参考として均等に植栽する。

森林を森林以外の土地利用に改変する場合で、修景上必要な箇所においては、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表5を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表4 略

(ア)～(キ) 略

(ク) 工場、事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

(ケ)～(サ) 略

(シ) レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場

(水の確保)

第10 略

(環境の保全)

第11 法第10条の2第2項第3号に該当しないと認められる基準は次のとおりとする。

(1) 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、森林の配置については残置森林によることを原則とし、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表2に掲げた基準に基づき森林又は緑地が残置若しくは造成されるものであること。

造成森林については、必要に応じ植物の育成に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する高木性樹木を植栽する。

森林を一時的に森林以外の土地利用に改変した場合の造成森林は、高木性樹木の苗木を早期森林復元するよう、別表3「林地開発行為に係る森林造成指針」を参考として均等に植栽する。

森林を森林以外の土地利用に改変する場合で、修景上必要な箇所においては、原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表3を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする

表2 略

(ア)～(キ) 略

(ク) 工場、事業場及び住宅団地の「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

(ケ)～(サ) 略

(シ) 新設

合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

表5 略

(2)、(3) 略

(4) 残置森林、造成森林及び造成緑地について、適切に保続培養をはかること。

(その他)

第14 開発行為の計画において配慮を要する事項は次のとおりとする。

(1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること。

(2) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部份についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(3) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われること。

(4) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配慮がなされていること。

(5) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように、適切な配慮がなされていること。

第4章 開発許可の条件

(開発許可の条件)

第15 略

(1) ~ (11) 略

(12) 開発許可に基づく地位を承継するときは、承継することを証する書類を添付してあらかじめ知事に届け出てください。

(13) ~ (15) 略

表3 略

(2)、(3) 略

(4) 新設

第14 新設

(1) ~ (5) 第7から条項移動

第4章 開発許可の条件

(開発許可の条件)

第12 略

(1) ~ (11) 略

(12) 開発許可に基づく地位を承継したときは、承継したことを証する書類を添付して知事に届け出てください。

(13) ~ (15) 略

(16) えん堤、洪水調節池又は沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了したときは、遅滞なく知事に届け出てください。また、県職員が施行の確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないでください。

(16) 新設

(17) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保してください。

(17) 新設

(18) 排水施設、洪水調節池又は沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行ってください。

(18) 新設

(19) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物について設置が完了した場合は、視認できる期間中に寸法が確認できるよう、カラー写真を撮影して保管してください。また、県の職員が施行に関する確認を行う場合には、これを拒否しないでください。

(19) 新設

(20) 信用及び資力があることを明らかにする書類について、融資決定が開発行為の許可後となる場合は、着手前に融資証明書を提出してください。

(20) 新設

(21) 防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時において、施行者が確定しない場合は、着手前までに当該書類を提出して県の職員の確認を受けてください。

(21) 新設

第5章 許可後の諸手続

第5章 許可後の諸手続

(林地開発行為の着手)

(林地開発行為の着手)

第16 略

第13 略

(林地開発行為許可標)

(林地開発行為許可標)

第17 略

第14 略

(林地開発行為の施行状況報告)

(林地開発行為の施行状況報告)

第18 略

第15 略

<p>(林地開発行為施行中の災害) 第19 略</p> <p>(林地開発行為の変更許可申請) 第20 略</p> <p>(林地開発行為の変更届) 第21 略</p> <p>(林地開発行為者の住所及び氏名の異動) 第22 略</p> <p>(林地開発行為の地位承継) 第23 許可条件(12)に掲げる開発許可に基づく地位を承継<u>する</u>ときの届出は、第12号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1)～(4) 略</p> <p>(林地開発行為の休止) 第24 略</p> <p>(林地開発行為の再開) 第25 略</p> <p>(林地開発行為の廃止) 第26 略</p> <p>(防災施設の設置) 第27 許可条件(16)に掲げる主要な防災施設の設置が完了したときの届出は第16号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。</p>	<p>(林地開発行為施行中の災害) 第16 略</p> <p>(林地開発行為の変更許可申請) 第17 略</p> <p>(林地開発行為の変更届) 第18 略</p> <p>(林地開発行為者の住所及び氏名の異動) 第19 略</p> <p>(林地開発行為の地位承継) 第20 許可条件(12)に掲げる開発許可に基づく地位を承継<u>した</u>ときの届出は、第12号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1)～(4) 略</p> <p>(林地開発行為の休止) 第21 略</p> <p>(林地開発行為の再開) 第22 略</p> <p>(林地開発行為の廃止) 第23 略</p> <p>第27 新設</p>
---	--

(埋設する工作物の設置)

第28 埋設する工作物の設置が完了したときは、許可条件(19)に掲げる寸法が確認できるカラー写真を撮影して保管すること。また、撮影した写真は、県の職員の求めに応じて提示すること。

(林地開発行為の完了)

第29 許可条件(4)に掲げる開発行為が完了したときの届出は、第17号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

第28 新設

(林地開発行為の完了)

第24 許可条件(4)に掲げる開発行為が完了したときの届出は、第16号様式のとおりとし、知事の確認を受けなければならない。

第1号様式

第1号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては代表取締役の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載してください。
2. 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続き状況を記載してください。
3. 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。
なお、申請時において開発行為の施行者が確定しない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

第1号様式

第1号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては代表取締役の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注意事項

1. 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載してください。
2. 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続き状況を記載してください。

第2号様式

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開 発 行 為 に 関 す る 計 画 書

(開発行為に係る事業又は施設の名称)
 (申請者住所)
 (申請者氏名) TEL ()
 (開発行為に係る森林の所在場所)
 (開発行為の目的)
 (開発工事設計者) TEL ()
 (開発工事施工者) TEL ()

目 次

1. 開発区域内用地利用計画書
2. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(開発行為をしようとする森林)
3. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(森林以外の土地)
 添付図面 現況図
 利用計画図(施設計画図)
4. 事業計画書
 ○開発行為の概要
 ○施設利用管理計画
 ○防災工事概要
 ○一時利用(仮設工事)計画
 ○森林造営計画及び緑化計画
 ○実施工程書
5. 防災工事総括表
 添付図面 防災施設平面図
6. 土量計算表
 添付図面 土工平面図
 土工の断面図(縦、断面図)
7. 法面計画一覧表
 添付図面 法面保護の方法を示す図(平面図、横断面図)
8. 擁壁計画一覧表
 添付図面 防災施設構造図(正面図、平面図、断面図)
9. 貯砂ダム、洪水調節ダム一覧表
10. 排水施設一覧表
11. 貯水池、調整池容量一覧表
 添付図面 集水区域図
 排水施設平面図
 排水施設構造図(平面図、側面図、横断面図)
12. 信用及び資力があることが明らかにする書類
13. 事業行為をしようとする森林の権利関係の書類等
14. 他法令等の許認可の状況
15. 開発行為に係る協定書等
16. 法人の登記簿謄本及び定款
17. 法外種族を認めるために必要な記入があることを証明する書類
18. その他必要な書類

第2号様式

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開 発 行 為 に 関 す る 計 画 書

(開発行為に係る事業又は施設の名称)
 (申請者住所)
 (申請者氏名) TEL ()
 (開発行為に係る森林の所在場所)
 (開発行為の目的)
 (開発工事設計者) TEL ()
 (開発工事施工者) TEL ()

目 次

1. 開発区域内用地利用計画書
2. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(開発行為をしようとする森林)
3. 開発区域内用地利用計画書付属明細書(森林以外の土地)
 添付図面 現況図
 利用計画図(施設計画図)
4. 事業計画書
 ○開発行為の概要
 ○施設利用管理計画
 ○防災工事概要
 ○一時利用(仮設工事)計画
 ○森林造成計画及び緑化計画
 ○実施工程書
5. 防災工事総括表
 添付図面 防災施設平面図
6. 土量計算表
 添付図面 土工平面図
 土工の断面図(縦、断面図)
7. 法面計画一覧表
 添付図面 法面保護の方法を示す図(平面図、横断面図)
8. 擁壁計画一覧表
 添付図面 防災施設構造図(正面図、平面図、断面図)
9. 貯砂ダム、洪水調節ダム一覧表
10. 排水施設一覧表
11. 貯水池、調整池容量一覧表
 添付図面 集水区域図
 排水施設平面図
 排水施設構造図(平面図、側面図、横断面図)
12. 信用及び資力があることが明らかにする書類
13. 開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等
14. 他法令等の許認可の手続き状況
15. 開発行為に係る協定書等
16. 法人の登記簿謄本及び定款
17. その他必要な書類

第3～8号様式 略
第9号様式

第9号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

林地開発許可変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び
代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開発行為に係る森林の 所在場所		
	変更前	変更後
開発行為に係る森林の 土地の面積		
開発行為の目的		
開発行為の着手年月日 開発行為の完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更の内容及び理由		
開発行為の施行体制		
備 考		

第3～8号様式 略
第9号様式

第9号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

林地開発許可変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び
代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開発行為に係る森林の 所在場所		
	変更前	変更後
開発行為に係る森林の 土地の面積		
開発行為の目的		
開発行為の着手年月日 開発行為の完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更の内容及び理由		
備 考		

第 10～15 号様式 略
 第 16 号様式

第16号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

主要な防災施設等設置完了届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり主要な防災施設の設置が完了したので届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 神奈川県指令 第 号	
開発行為に係る森林の 所在場所		
開発行為の目的		
完了年月日	年 月 日	
完了内容	工種	数量
備考		

第 10～15 号様式 略
 第16号様式 新設

第17号様式

第17号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

(許可を受けた者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで林地開発の(変更)許可を受けた行為について、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び 許可指令番号	年 月 日 神奈川県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為の目的	
完了年月日	年 月 日
完了区分	全部・一部
完了内容	事業区域面積 ha
	全体面積
	開発行為をしようとする森林面積 ha
	開発行為に係る森林面積 ha
継続実施面積 (一部完了の場合)	事業区域面積 ha
	開発行為をしようとする森林面積 ha
	開発行為に係る森林面積 ha
備考	

第17号様式 新設

別表2 排水施設の計算に用いる諸数値 略

表1 略

表2 略

表3

低部

確年率	10年	20年	30年	100年
降雨 強度 式 i =	$\frac{1452}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2199}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{2731}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{4811}{t^{0.83} + 21.7}$
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	116.1	131.5	141.6	169.0
20	92.8	107.0	116.5	142.7
30	79.3	91.9	100.7	124.0
40	70.1	81.4	89.5	111.7
50	63.2	73.5	81.0	101.5
60	57.9	67.3	74.2	93.2

別表2 排水施設の計算に用いる諸数値 略

表4 略

表5 略

表6

低部

確年率	10年	30年	100年
降雨 強度 式 i =	$\frac{1452}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2731}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{4811}{t^{0.83} + 21.7}$
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	116.1	141.6	169.0
20	92.8	116.5	142.7
30	79.3	100.7	124.0
40	70.1	89.5	111.7
50	63.2	81.0	101.5
60	57.9	74.2	93.2

中部	確年率	10年	<u>20年</u>	30年	100年
降雨強度式 i =	$\frac{1670}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2529}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3141}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{5533}{t^{0.83} + 21.7}$	
min	mm/h r	<u>mm/h r</u>	mm/h r	mm/h r	
10	134.0	<u>151.2</u>	162.8	194.4	
20	106.7	<u>123.0</u>	134.0	164.1	
30	91.2	<u>105.7</u>	115.8	143.6	
40	80.6	<u>93.7</u>	102.9	128.5	
50	72.7	<u>84.6</u>	93.2	116.7	
60	66.6	<u>77.4</u>	85.3	107.2	

中部	確年率	10年	30年	100年
降雨強度式 i =	$\frac{1670}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{3141}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{5533}{t^{0.83} + 21.7}$	
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	
10	134.0	162.8	194.4	
20	106.7	134.0	164.1	
30	91.2	115.8	143.6	
40	80.6	102.9	128.5	
50	72.7	93.2	116.7	
60	66.6	85.3	107.2	

高部	確年率	10年	20年	30年	100年
降雨強度式	$\frac{1837}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{2782}{t^{0.75} + 11.1}$	$\frac{3455}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{6086}{t^{0.83} + 21.7}$	
i =					
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	146.9	166.4	179.1	213.8	
20	117.4	135.3	147.4	180.5	
30	100.3	116.3	127.4	158.0	
40	88.7	103.0	113.2	141.3	
50	79.9	93.0	102.5	128.4	
60	73.2	85.2	93.9	117.9	

表4 略

別表3 林地開発行為に係る森林造成指針

- 1 土壌の造成
- 1) ~ 3) 略
- 4) 播種

高部	確年率	10年	30年	100年
降雨強度式	$\frac{1837}{t^{0.70} + 7.5}$	$\frac{3455}{t^{0.77} + 13.4}$	$\frac{6086}{t^{0.83} + 21.7}$	
i =				
min	mm/h r	mm/h r	mm/h r	mm/h r
10	146.9	179.1	213.8	
20	117.4	147.4	180.5	
30	100.3	127.4	158.0	
40	88.7	113.2	141.3	
50	79.9	102.5	128.4	
60	73.2	93.9	117.9	

表7 略

別表3 林地開発行為に係る森林造成指針 略

- 1 土壌の造成
- 1) ~ 3) 略
- 4) 播種

表土の侵食及び流出防止のため、芝草等の播種を行い早急に土壌被覆を図るものとする。

「道路土工 切土工・斜面安定工指針 平成21年7月 日本道路協会」等の資料を参考に、品種を選定するものとする

2 植付

1) 樹種

植栽樹種については、それぞれの特性を考慮のうえ、土壌の整備状況等に応じて、成林の見込みのある適正な樹種を選ぶものとする。

主要樹種と特性

樹種	性状		耐乾湿性			陰陽度			根系			土壌条件			備考
			乾	中	湿	陰	中	陽	浅	中	深	瘦	中	肥	
スギ	針葉樹	高木			○			○			○			○	
ヒノキ	〃	〃		○			○		○				○		
サワラ	〃	〃			○		○		○				○		
アカマツ	〃	〃	○					○			○		○		
クロマツ	〃	〃	○					○			○		○		
スダジイ	常緑広葉樹	〃		○			○				○			○	
アカガシ	〃	〃		○		○					○		○		
シラカシ	〃	〃		○		○			○		○		○		
タブノキ	〃	〃		○				○			○		○		
クスノキ	〃	〃		○			○				○		○		
ヤマモモ	〃	〃	○			○					○		○		
ケヤキ	落葉広葉樹	〃		○				○			○		○		
クヌギ	〃	〃		○				○			○		○		
コナラ	〃	〃	○					○			○		○		
ミズキ	〃	〃			○	○					○		○		
オオシマザクラ	〃	〃	○					○			○		○		
キリ	〃	〃		○				○			○		○		
ホオノキ	〃	〃		○				○			○		○		
キハダ	〃	〃		○				○			○		○		
ニセアカシア	〃	〃	○					○			○		○		
ハンノキ	〃	〃			○			○			○		○		
ヤマハンノキ	〃	〃	○					○			○		○		
エンジュ	〃	〃		○				○			○		○		
クリ	〃	〃	○					○			○		○		

表土の侵食及び流出防止のため、芝草等の播種を行い早急に土壌被覆を図るものとする。

「道路土工 のり面工・斜面安定工指針 平成11年3月 社団法人 日本道路協会」等の資料を参考に、品種を選定するものとする

2 植付

1) 樹種

植栽樹種については、それぞれの特性を考慮のうえ、土壌の整備状況等に応じて、成林の見込みのある適正な樹種を選ぶものとする。

主要樹種と特性

樹種	性状		耐乾湿性			陰陽度			根系			土壌条件			備考
			乾	中	湿	陰	中	陽	浅	中	深	瘦	中	肥	
スギ	針葉樹	高木			○			○			○			○	
ヒノキ	〃	〃		○			○		○				○		
サワラ	〃	〃			○		○		○				○		
アカマツ	〃	〃	○					○			○		○		
クロマツ	〃	〃	○					○			○		○		
スダジイ	常緑広葉樹	〃		○			○				○			○	
アカガシ	〃	〃		○		○			○		○		○		
シラカシ	〃	〃		○		○			○		○		○		
タブノキ	〃	〃		○				○			○		○		
クスノキ	〃	〃		○			○		○		○		○		
ヤマモモ	〃	〃	○			○			○		○		○		
ケヤキ	落葉広葉樹	〃		○				○			○		○		
クヌギ	〃	〃		○				○			○		○		
コナラ	〃	〃	○					○			○		○		
ミズキ	〃	〃			○	○			○		○		○		
オオシマザクラ	〃	〃	○					○			○		○		
キリ	〃	〃		○				○			○		○		
ホオノキ	〃	〃		○				○			○		○		
キハダ	〃	〃		○				○			○		○		
ニセアカシア	〃	〃	○					○			○		○		
ハンノキ	〃	〃			○			○			○		○		
ヤマハンノキ	〃	〃	○					○			○		○		
エンジュ	〃	〃		○				○			○		○		
グリ	〃	〃	○					○			○		○		
ウメ	〃	〃	○					○			○		○		
マダケ	竹	〃		○				○			○		○		
モウノウダケ	〃	〃		○				○			○		○		

2) 植付本数

植付本数は、樹種・植栽方法によって、また、植栽地の傾斜、土性等によって異なるが、原則として、ヘクタール当たり2,400本以上とし、主林木と肥料木等を混植する場合には、あわせて5,000本以上とする。

3) 植付時期

常緑針葉樹 2月下旬～4月下旬が適期、9月下旬～10月下旬が準適期

常緑広葉樹 最適期は4月初旬～4月下旬（萌芽前）、続いて6月中旬～7月下旬の梅雨期

関東以北では寒害を受けやすいので秋～冬の休眠期には不適である。

落葉樹 最適期は萌芽前の2月下旬～3月上旬、続いて落葉後の11月上旬～12月上旬

4) 略

2) 植付本数

植付本数は、樹種・植栽方法によって、また、植栽地の傾斜、土性等によって異なるが、原則として、ヘクタール当たり3,000本以上とし、主林木と肥料木等を混植する場合には、あわせて5,000本以上とする。

3) 植付時期

常緑針葉樹 2月下旬～4月下旬が適期、9月下旬～10月下旬が準適期

常緑広葉樹 最適期は4月初旬～4月下旬（萌芽前）、続いて6月中旬～7月下旬の梅雨期

関東以北では寒害を受けやすいので秋～冬の休眠期には不適である。

落葉樹 最適期は萌芽前の2月下旬～3月上旬、続いて落葉後の11月上旬～12月上旬

竹 地下茎の生長が始まる時、モウソウチク及びマダケは4月

4) 略